第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十二条～第五十九条　［略］

（総務調整官）

第六十条　総務調整官は、命を受け、第五十七条及び第五十八条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十一条～第七十三条　［略］

（財務捜査・取調べ技術研修研究センター）

第七十四条　警察大学校に、財務捜査・取調べ技術研修研究センターを置く。

２　財務捜査・取調べ技術研修研究センターは、警察職員に対し、財務に関する専門的な知識及び技術を必要とする捜査に関する学術の研修並びに被疑者その他の者の取調べの技術に関する学術の総合的な研修を行い、並びにこれらに必要な調査研究を行う。

３　財務捜査・取調べ技術研修研究センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、財務捜査・取調べ技術研修研究センターの事務を処理する。

５　財務捜査・取調べ技術研修研究センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

［６・７　略］

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局

（警務課）

第百二十五条　［略］

［一～十一　略］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十八条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［略］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課及び暗号資産分析官一人を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課

［条を削る。］

第二節　附属機関

第一款　警察大学校

第五十一条～第五十八条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（総務調整官）

第五十九条　総務調整官は、命を受け、第五十六条及び第五十七条に掲げる事務のうち重要事項に係るものの企画及び立案並びに調整に参画する。

第六十条～第七十二条　［同上］

［一条ずつ繰り下げる。］

（財務捜査研修センター）

第七十三条　警察大学校に、財務捜査研修センターを置く。

２　財務捜査研修センターは、警察職員に対し、財務に関する専門的な知識及び技術を必要とする捜査に関する学術の研修を行い、並びにこれに必要な調査研究を行う。

３　財務捜査研修センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、財務捜査研修センターの事務を処理する。

５　財務捜査研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

［６・７　同上］

（取調べ技術総合研究・研修センター）

第七十四条　警察大学校に、取調べ技術総合研究・研修センターを置く。

２　取調べ技術総合研究・研修センターは、警察職員に対し、被疑者その他の者の取調べの技術に関する学術の総合的な研修を行い、及びこれに必要な調査研究を行う。

３　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長を置く。

４　所長は、警察大学校長の命を受け、取調べ技術総合研究・研修センターの事務を処理する。

５　取調べ技術総合研究・研修センターに、所長のほか、教授及び助教授を置く。

６　教授は、学生の研修に当たり、及び研究に従事する。

７　助教授は、教授の職務を助ける。

第三節　地方機関

第一款　管区警察局及び警察支局

第一目　管区警察局

（警務課）

第百二十五条　［同上］

［一～十一　同上］

十二　犯罪被害者等基本計画（犯罪被害者等基本法（平成十六年法律第百六十一号）第八条第一項に規定する犯罪被害者等基本計画をいう。第百四十七条第十四号において同じ。）の作成及び推進に関すること。

十三　［同上］

（関東管区警察局サイバー特別捜査部の分課）

第百三十四条　関東管区警察局サイバー特別捜査部に、次の三課を置く。

企画分析課

特別捜査課

特別対処課